

## かほく市国民保護計画の変更概要

### 【変更理由】

市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、国民保護計画を作成している。

今回、県の「石川県国民保護計画」の変更に伴い、かほく市国民保護計画を変更するもの。

### 【変更概要】

#### 1 避難住民へのスクリーニング及び除染等の実施

核攻撃等においては、避難住民等のスクリーニング及び除染等の措置が必要であることを追記。

#### 2 武力攻撃原子力災害への対処について

避難住民等に対するスクリーニング及び除染の実施について、かほく市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例による旨を明記

#### 3 国民保護法の救援事務の移管

国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴う整理。